

消費者行政に係る地域共働事業
に関する協定書

福 岡 市

第一生命保険株式会社

消費者行政に係る地域共働事業に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と第一生命保険株式会社（以下「乙」という。）は、福岡市における消費者行政に係る地域共働事業（以下「共働事業」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙の相互理解による高い信頼と協力関係に基づき、福岡市の高齢者等が安全・安心に暮らせるための地域づくりの実現及び消費者教育の推進に資することを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲及び乙は、業務に支障のない範囲で、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関して協力するもの。

（1）消費者トラブルを未然に防止するための広報啓発活動。

この場合、甲から提供を受けた情報を乙は、日常の業務を通じて地域住民等に提供する。

（2）事業活動中における声かけ等被害の予防活動。

（3）福岡市消費生活センター（以下「センター」という。）の啓発活動等の支援。

なお、乙が消費者トラブルや消費者被害など高齢者等の消費生活における安全を阻害する情報を日常の業務を通じて得た場合には、センターに対して連絡を行う。

（4）消費者教育の推進。

（留意事項）

第3条 甲及び乙は協力内容の運用にあたって、次の事項に留意するものとする。

（1）甲は乙より連絡を受けた際には、速やかに適切な措置を行うこと。

（2）甲及び乙は協力を行う上で知り得た秘密または個人のプライバシーに関する事項については、法令に定める場合を除いて、これを第三者に漏らしてはならない。

(有効期間)

- 第4条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年延長されるものとし、以後も同様とする。
- 2 甲又は乙のいずれかがこの協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(協議)

- 第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 29 年 4 月 14 日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市長 高島 宗一郎

乙 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号

第一生命保険株式会社

代表取締役社長 稲垣 精二